〔資産除去債務関係〕

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

当機構が保有している一部の固定資産にはアスベスト（石綿）が使用されており、除去について石綿障害予防規則に基づく処理が義務付けられていることから、当該法的義務に係る資産除去債務を計上しております。

②　不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務のうち、その履行時期が明らかになったものについて、当該義務に係る資産除去債務を計上しております。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

使用見込期間は、原則として有形固定資産の耐用年数満了時まで（１年から33年）としておりますが、例外として雇用促進住宅についてのみ、譲渡等の期限である平成33年度末と耐用年数満了のいずれか先に到来する時点までを使用見込期間としております。資産除去債務の算定にあたり、割引率は0.85％から2.30％を適用しております。

②　不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務

使用見込期間は、平成23年度までとしております。資産除去債務の算定にあたり、割引率は0.16％から2.29％を適用しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高㈱	13,452,597,802円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―
見積りの変更による影響額	△142,889,949円
時の経過による調整額	228,269,852円
資産除去債務の履行による減少額	―
当事業年度末残高	13,537,977,705円

㈱　当事業年度より独立行政法人会計基準第39「資産除去債務に係る会計処理」を適用したことによる期首における残高を記載しております。

⑷　当該資産除去債務の見積りの変更

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

資産除去債務を計上していた職業能力開発施設のうち３施設及び雇用促進住宅のうち４住宅について、当事業年度にアスベストの除去を要しない譲渡取引を行ったため、資産除去債務を減少させております。これによる影響額は、△189,730,163円であります。

②　不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務

当機構が不動産賃貸借契約を締結している職業訓練施設等の一部について、履行時期が明確になったことによる資産除去債務を計上しております。これによる影響額は、46,840,214円であります。

２．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している一部の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務については、当該義務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、履行時期が明らかになったものを除き、当該義務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

〔不要財産に係る国庫納付等〕

１．職員用宿舎

⑴　不要財産となった資産の概要

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により、保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して４割を超える施設の廃止を行い、また、木造宿舎については、最終的に原則廃止することとされております。

廃止した職員用宿舎（帳簿価額：1,044,982,774円）については、独立行政法人通則法第46条の２に基づき、譲渡取引による収入額を平成23年３月31日に国庫へ納付しております。

⑵　国庫納付の額等

譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	639,481,169円
国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	97,507,936円
国庫納付等の額	541,743,314円
減資額	1,194,017,499円

２．職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助等に使用してきた資産

⑴　不要財産となった資産の概要

当機構は、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）において、業務及び施設について、真に必要かどうかを精査した上で、不要なものについては廃止するなどスリム化を図ることとされております。これを受けて、資産の利用度等のほか、有効利用可能性、効果的な処分および経済合理性等の観点に沿ってその保有の必要性について見直しを行った結果、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産（帳簿価額：17,075,812,791円）を不要財産としております。

当該不要財産については、独立行政法人通則法第46条の２に基づき、譲渡取引による収入額を平成23年３月31日に国庫へ納付しております。

⑵　国庫納付の額等

譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	4,101,655,233円
国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	30,882,856円
国庫納付等の額	4,069,045,463円
減資額	27,715,291,983円

３．財形勘定利子補給基金

⑴　不要財産となった資産の概要

当該基金（1,000,000,000円）は、「事業の横断的な見直しについて」（平成21年11月19日行政刷新会議決定）の方針に沿って必要性について見直しを行った結果、近年の低い金利の影響で運用益が大きく落ち込んでおり、累積欠損金の解消の補てんに占める割合も縮小していることから、不要財産としております。

当該基金については、独立行政法人通則法第46条の２に基づき、有価証券の売却による収入額（元本および売却益）を平成23年３月31日に国庫へ納付しております。

⑵　国庫納付の額等

譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	1,021,759,530円
国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	0円
国庫納付等の額	1,021,759,530円
減資額	1,000,000,000円